

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成20年3月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成20年4月10日（木曜日） 午前10時から	綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町保健センター2階第1研修室
平成20年4月10日（木曜日） 午後2時から	坂出市室町2丁目3番5号 坂出合同庁舎4階大会議室
平成20年4月11日（金曜日） 午前10時から	丸亀市飯山町川原1114番地1 丸亀市飯山市民総合センター4階多目的ホール
平成20年4月11日（金曜日） 午後2時から	綾歌郡綾川町滝宮299番地 綾川町綾南農村環境改善センター第1・第2研修室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成20年3月18日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、坂出市都市建設部都市計画課、宇多津町建設課、綾川町企画財政課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道の変更案の概要

中讃広域都市計画及び坂出都市計画の中讃流域下水道「2 排水区域」「3 下水管渠」中大東川幹線「4 その他の施設」を次のように変更し、「3 下水管渠」中宇多津幹線を廃止する。

2 排水区域

接続する下水道	備 考
坂出都市計画坂出市流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画宇多津町流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画丸亀市飯山町流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画丸亀市綾歌町流域関連特定環境保全公共下水道	大東川処理区
綾川町流域関連特定環境保全公共下水道	大東川処理区

3 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
大東川幹線	宇多津町字吉田	丸亀市飯山町下法軍寺	管径又は幅員 φ1.80～φ0.80m 延 長 約12,450m

大東川放流幹 線	坂出市番の州緑町 地先	宇多津町字吉田	管径又は幅員 $\phi 1.50\text{m}$ 延長 約 2,960m
-------------	----------------	---------	---

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
大東川浄化センター	宇多津字吉田	面 積 約 120,600m ² 処理水量 55,480m ³